Ｅ３□　寄与分を定める申立て
Ｅ４□　遺留分侵害額の請求
Ｆ　保険に関する事項
Ｆ１□　保険契約の締結・変更・解除
Ｆ２□　保険金の受領
Ｇ　証書等の保管及び各種の手続に関する事項
Ｇ１□　次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
□登記済権利証
□実印・銀行印・印鑑登録カード
□その他（別紙「証書等の保管等目録」記載のとおり）
Ｇ２□　株券等の保護預り取引に関する事項
Ｇ３□　登記の申請
Ｇ４□　供託の申請
Ｇ５□　住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
Ｇ６□　税金の申告・納付
Ｈ　介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
Ｈ１□　介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ２□　要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求
Ｈ３□　介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ４□　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ５□　福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求
Ｉ　住居に関する事項
Ｉ１□　居住用不動産の購入
Ｉ２□　居住用不動産の処分
Ｉ３□　借地契約の締結・変更・解除
Ｉ４□　借家契約の締結・変更・解除
Ｉ５□　住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
Ｊ　医療に関する事項
Ｊ１□　医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｊ２□　病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｋ□　Ａ～Ｊ以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」記載のとおり）
Ｌ　以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
Ｌ１□　裁判外の和解（示談）
Ｌ２□　仲裁契約
Ｌ３□　行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行
Ｌ４・１　任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
Ｌ４・１・１□　訴訟行為（訴訟の提起、調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等）
Ｌ４・１・２□　民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選任等）
Ｌ４・２□　任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項について授権をすること
Ｌ５□　紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」記載のとおり）
Ｍ　復代理人・事務代行者に関する事項
Ｍ１□　復代理人の選任
Ｍ２□　事務代行者の指定
Ｎ　以上の各事務に関連する事項
Ｎ１□　以上の各事項の処理に必要な費用の支払
Ｎ２□　以上の各事項に関連する一切の事項

注１　本号様式を用いない場合には、すべて附録第２号様式によること。
２　任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。
３　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載して添付すること。
４　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。
５　別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

Ｅ３□　寄与分を定める申立て
Ｅ４□　遺留分侵害額の請求
Ｆ　保険に関する事項
Ｆ１□　保険契約の締結・変更・解除
Ｆ２□　保険金の受領
Ｇ　証書等の保管及び各種の手続に関する事項
Ｇ１□　次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
□登記済権利証
□実印・銀行印・印鑑登録カード
□その他（別紙「証書等の保管等目録」記載のとおり）
Ｇ２□　株券等の保護預り取引に関する事項
Ｇ３□　登記の申請
Ｇ４□　供託の申請
Ｇ５□　住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
Ｇ６□　税金の申告・納付
Ｈ　介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
Ｈ１□　介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ２□　要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求
Ｈ３□　介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ４□　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｈ５□　福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求
Ｉ　住居に関する事項
Ｉ１□　居住用不動産の購入
Ｉ２□　居住用不動産の処分
Ｉ３□　借地契約の締結・変更・解除
Ｉ４□　借家契約の締結・変更・解除
Ｉ５□　住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
Ｊ　医療に関する事項
Ｊ１□　医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｊ２□　病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
Ｋ□　Ａ～Ｊ以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」記載のとおり）
Ｌ　以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
Ｌ１□　裁判外の和解（示談）
Ｌ２□　仲裁契約
Ｌ３□　行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行
Ｌ４・１　任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
Ｌ４・１・１□　訴訟行為（訴訟の提起、調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等）
Ｌ４・１・２□　民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選任等）
Ｌ４・２□　任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項について授権をすること
Ｌ５□　紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」記載のとおり）
Ｍ　復代理人・事務代行者に関する事項
Ｍ１□　復代理人の選任
Ｍ２□　事務代行者の指定
Ｎ　以上の各事務に関連する事項
Ｎ１□　以上の各事項の処理に必要な費用の支払
Ｎ２□　以上の各事項に関連する一切の事項

注１　本号様式を用いない場合には、すべて附録第２号様式によること。
２　任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。
３　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載して添付すること。
４　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。
５　別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。